

NPO 法人 多摩草むらの会

ニュース リリース

認定 NPO 法人格を取得しました

特定非営利活動法人多摩草むらの会は、平成 30 年 3 月 26 日付けで、東京都知事より、定特定非営利活動法人の認定を受けました。

期間は平成 30 年 3 月 26 日から平成 35 年（2023 年）3 月 25 日までの 5 年間です。

認定特定非営利活動法人制度（認定 NPO 法人制度）は、NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援するために税制上の優遇措置として設けられた制度です。

NPO 法人は、「公益性ある団体であるか」が基準ですが、認定 NPO 法人は、「より客観的な基準において、高い公益性をもっているか」が判定基準となり審査を受けたのち「認定」されます。

認定 NPO 法人のメリット「税制優遇」

・個人が認定 NPO 法人に寄付した場合

個人が、その認定 NPO 法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、所得控除又は税額控除のいずれかを選択適用できます。

また、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます。

・法人が認定 NPO 法人に寄付した場合

法人税の算定において、認定 NPO 法人への寄附金は、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別に、同額の損金算入限度額が設けられています。

最大で通常の 2 倍の寄附が損金算入できることになり、その分には法人税がかかりません。

・相続人が認定 NPO 法人に相続財産を寄付した場合

認定 NPO 法人に対し寄附した相続財産は、相続税の課税対象から除かれます。

・認定 NPO 法人自身が法人税法上の収益事業を行う場合

みなし寄付金制度による減税措置が利用できます。

お問い合わせ： NPO 法人多摩草むらの会 本部事務局
〒206-0034 東京都多摩市鶴牧 1-4-10 アネックス鶴牧 101
Tel: 042-339-8022 Fax: 042-339-8025
<http://kusamura.org> info@kusamura.org